

能生生涯学習センター自動販売機設置事業者 募集要領

本要領は、能生生涯学習センターに自動販売機を設置する者(以下「設置事業者」という。)を、公募により選定するため、要件等に関して必要な事項を定めるものである。

1 施設概要

施設名称	能生生涯学習センター
住所	〒949-1352 糸魚川市大字能生 1941 番地 2
施設管理者	糸魚川市長 担当部署：糸魚川市教育委員会事務局 生涯学習課 能生生涯学習係
開館時間	9時から22時まで
休館日	12月29日から1月3日まで

2 参加資格要件

本件に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 糸魚川市から入札参加指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 糸魚川市内において、自動販売機の設置について実績を有すること。
- (4) 糸魚川市内に本店、支店等を有する法人又は糸魚川市内に住所を有する個人。
- (5) 国税、新潟県税、糸魚川市税を滞納していないこと。

3 スケジュール

項目	期日または期間 ※
公募開始	令和8年2月25日(水) おしらせばん2月25日号、糸魚川市ホームページ
質問受付	令和8年2月25日(水)から3月4日(水)まで
質問回答	令和8年3月9日(月) F A X又は書面で回答
参加申込書提出期限	令和8年3月16日(月) 午後5時まで
価格提案書の提出期限	令和8年3月23日(月) 午後5時まで
書類選考、新たな設置事業者と契約及び公表	令和8年3月24日(火)から令和8年3月31日(火)まで
新たな自動販売機を設置	令和8年4月1日(水)

※期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に行うものとする。
※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

4 設置条件

- (1) 設置場所及び最低価格

設置場所	1階エントランスホール ※1
設置台数	1台
設置期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)
設置可能面積	2.4平方メートル(幅2.4メートル 奥行1.0メートル) ※2
最低価格	1年間あたり196,720円(消費税及び地方消費税を除く)

※1 設置場所は別紙図面を参照すること。
※2 使用可能面積には、使用済み容器回収ボックスの設置スペースを含む。

(2) 自動販売機の規格等

規 格 等	災害時飲料提供型 ※
販 売 物 品	缶またはペットボトルの清涼飲料水等
販 売 本 数	1年間あたり 6,000 本以上(過去3年間の販売実績から計上)
<p>※ 災害時飲料提供型の使用条件等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係例規 糸魚川市災害対策本部条例及び糸魚川市災害対策本部規程 ・使用条件 上記規程第9条第2項別表第3による第2配備体制以上の体制がなされ、かつ、当該施設が避難場所となった場合に使用する。 ・使用判断 上記使用条件により、施設管理者が判断して提供する。 	

(3) 費用負担

① 貸付料

貸付料は1年間の年額とし、価格提案書により提案した金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、金額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

② 電気料

- ・電気料は、設置事業者の負担とする。
- ・設置事業者は、子メーターを設置し使用量に応じた額を負担する。

③ その他の経費

設置事業者は、自動販売機及び付属品の設置、撤去に関するすべての経費を負担する。

(4) 自動販売機の維持管理

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行うこと。
- ② 商品の賞味期限に注意し、在庫管理を適切に行うこと。
- ③ 使用済容器の回収ボックスは、原則、自動販売機の横に設置すること。
- ④ 使用済容器を適切に回収、処分すること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑥ 自動販売機には設置事業者の連絡先を明記し、故障、苦情等について速やかに対応すること。

(5) 留意事項

- ① 省エネ、環境負荷の低減に配慮した自動販売機の設置に努めること。
- ② 自動販売機の設置にあたっては、施設に負担のかからない方法で耐震対策を施すこと。

(6) 禁止事項

次のいずれかに該当する事項は、禁止する。

- ① 酒類の販売
- ② 標準小売価格より高い価格での販売
- ③ 自動販売機を設置する権利の第三者への譲渡又は転貸

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

様式	提出書類		提出部数
様式第1号	参加申込書		1部
様式第2号	質問書 ※質疑がある場合のみ提出		
官公庁が発行する様式	国税の納税証明書 (法人税又は所得税、消費税及び地方消費税)	申込日から遡って 30日以内に発行した もの。写し可	
	県税の納税証明書(法人税、事業税)		
	市税の納税証明書		
	商業登記簿謄本 ※法人のみ提出		
任意様式	自動販売機の概要がわかる書類	販売品目、カタログ、仕様書等	
	自動販売機の運営実績がわかる書類		

- (2) 提出期限 本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (3) 提出方法 本実施要領 11 の提出先へ持参又は郵送すること。
※郵送の場合は、提出期限内必着とし、電話等により郵送した旨を連絡すること。

6 質疑及び回答

本実施要領の内容に質疑がある場合は、下記により行う。ただし、書類選考に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 様式第2号「質問書」 ※内容を簡潔にまとめて記載すること。
- (2) 受付期間 本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (3) 提出方法 本実施要領 11 の提出先へFAXまたはメールで送信し、電話にてその旨を連絡すること。
- (4) 回答方法 受け取った質疑については、令和8年3月9日(月)までにFAX又は書面で回答する。

7 価格提案書の提出

- (1) 提出書類 様式第3号「価格提案書」
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (4) 提出方法 本実施要領 11 の提出先へ持参又は郵送すること。
※郵送の場合は、提出期限内必着とし、電話等により郵送した旨を連絡すること。
- (5) 留意事項
 - ① 価格提案書は、必要事項を記入押印のうえ封筒に入れ、封をすること。
 - ② 提案価格は、本実施要領「4 設置条件」の最低価格以上の額とすること。
 - ③ 価格提案書の訂正、差替えは受け付けない。

8 契約予定者の選定等

- (1) 日程 本実施要領「3 スケジュール」のとおり
- (2) 選定方法
 - ① 有効な参加申込書及び価格提案書のうち、最も高い金額を提案した者を契約予定者に選定する。
 - ② 上記の提案者のうち、最も高い金額が2者以上のときは、くじにより決定する。なお、くじは糸魚川市が指定した者(選定に関係のない糸魚川市職員)が引くものとする。
- (3) 選定結果の通知
 - ① 選定結果は、すべての申込者に文書で通知する。
 - ② 選定結果の概要は、糸魚川市ホームページで公開する。
 - ③ 選定結果に関する問合せ及び異議の申し立ては受け付けない。

9 申込者等の失格

申込者又は価格提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領「2 参加資格要件」を満たしていない場合。
- (2) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載または不備がある場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

10 契約手続等

- (1) 契約予定者と市有財産を貸し付ける賃貸借契約を締結する。ただし、契約予定者が辞退した場合又はその他の理由で契約できない場合は、次点の提案者と協議のうえ、契約を締結する。
- (2) 契約内容については、添付の市有財産賃貸借契約書(案)を確認すること。

11 問合せ・書類等提出先

本件に関する問合せ、書類等の提出先は以下のとおり。

〒949-1352 糸魚川市大字能生 1941 番地 2

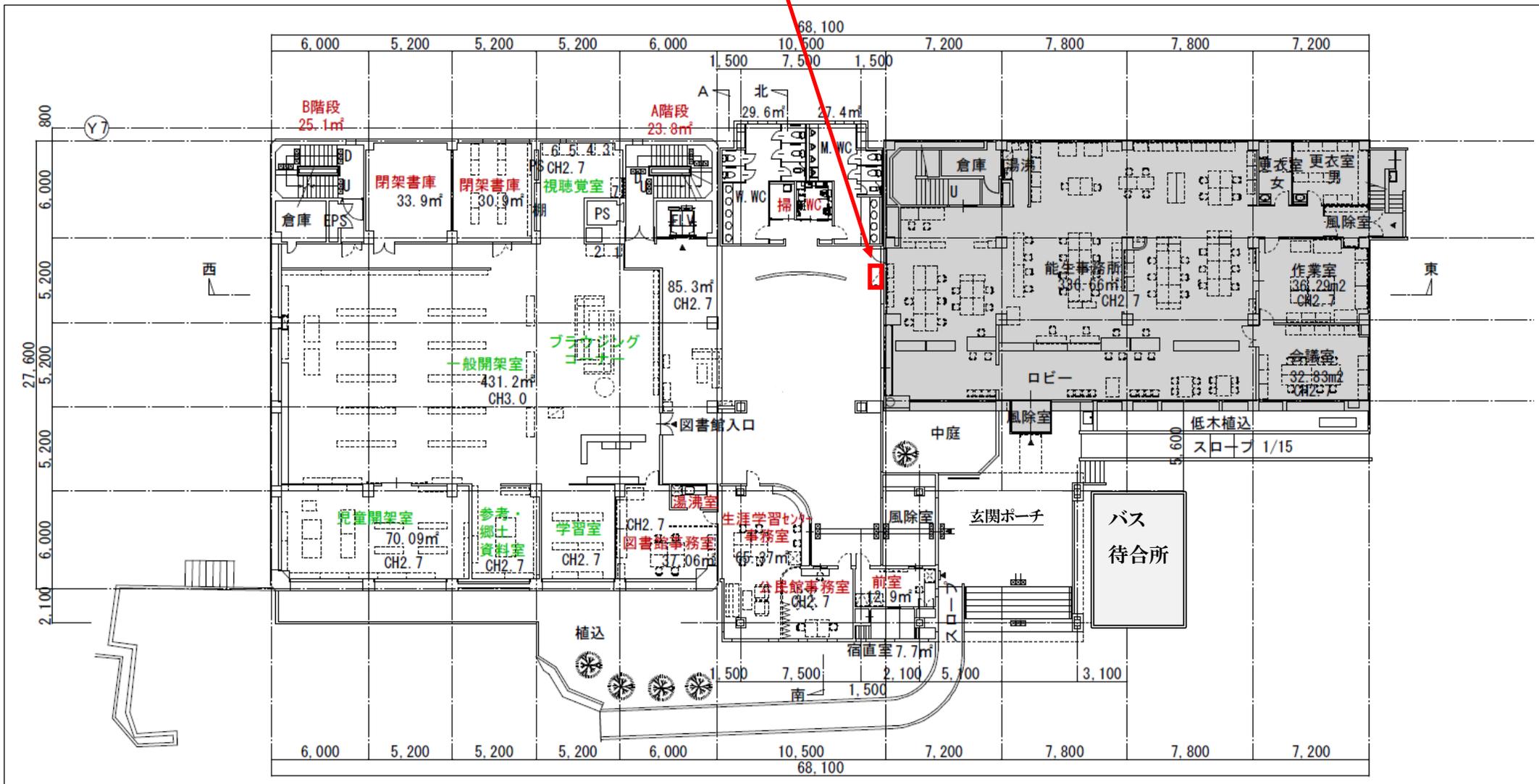
糸魚川市教育委員会事務局 生涯学習課 能生生涯学習係(糸魚川市能生事務所)

電話：025-566-3111(内線 3117) F A X：025-566-4286

E-Mail：n.gaku@city.itoigawa.lg.jp

能生生涯学習センター平面図（自動販売機設置場所）

自動販売機設置位置 幅 2.4m×奥行 1.0m



市有財産賃貸借契約書（案）

糸魚川市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間に次の条項により、市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

財産の名称	能生生涯学習センター
所在地	糸魚川市大字能生 1941 番地 2
貸付箇所	1階エントランスホール
貸付面積	2.4平方メートル(幅2.4メートル×奥行1.0メートル)

（使用目的）

第3条 乙は、自動販売機を1台設置するために貸付物件を使用するものとし、その他の用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額 _____ 円とし、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、貸付期間が1年に満たない場合は、日数に応じて日割り計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（電気料）

第6条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機に、電気使用量を計測するためのメーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより毎月末に自動販売機にかかる電気使用量を計測し、施設の電気料単価に基づき、自動販売機にかかる電気料を計算するものとする。

3 乙は、前項の電気料について、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。

（費用負担）

第7条 自動販売機の設置、前条第1項に定めるメーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、撤去に要する費用については、第15条第2号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）その他法令及びこの契約の他の条項にかかわらず、貸付物件の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減額の請求、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

（転貸等の禁止）

第9条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し又は使用の権利を譲渡してはならない。

（管理義務）

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（設置条件）

第11条 乙は、自動販売機の設置にあたり、別紙の条件を遵守しなければならない。

(商品の盗難又はき損)

第12条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及びき損について、甲の責に帰することが明らかでない場合を除き、その責を負わない。

(滅失又はき損の通知)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失やき損した場合は、ただちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第14条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、乙の負担において原状に復さなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において、公共用、公用、公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙の申し出により期間満了前に乙が第3条の用途を廃止し、貸付物件を甲に返還するとき。

(貸付物件の返還)

第16条 設置期間が満了した場合又は甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、貸付物件の設置期間が満了した場合又は第15条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕等の必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約締結に関し、必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 糸魚川市
代表者 糸魚川市長 久保田 郁夫

乙 住 所
氏 名

設 置 条 件

1 自動販売機の機種及び設置方法について

- (1) 自動販売機の設置については、令和8年4月1日に行い販売可能な状態とすること。
- (2) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止等）を行うこと。その際は、できる限り施設に負担のかからない方法で行うこと。
- (3) 設置する自動販売機は、災害時飲料提供型とすること。なお、提供条件は、次のとおりとする。
 - ①使用根拠 糸魚川市災害対策本部条例及び糸魚川市災害対策本部規程による。
 - ②使用条件 規程第9条第2項別表第3による第2配備体制以上の体制がなされ、かつ本施設が避難場所となった場合とする。
 - ③使用判断 上記提供条件により、甲が判断して提供する。

2 販売物について

- (1) 販売物は、缶又はペットボトルの清涼飲料水等とする。
- (2) 酒類の販売はしないこと。
- (3) 標準小売価格より高い価格での販売はしないこと。

3 維持管理について

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、乙の責任において行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理を適切に行うこと。
- (2) 販売する飲料の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機の横に設置し、乙の責任において適切に回収、処分すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 乙は、年度末に月ごとの販売本数を甲に報告すること。